

確認審査等の受付・審査機関等について<特定行政庁に申請する場合>

建築物

受付区分	申請先	審査機関	納入方法
(1) 建築基準法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの	天童市 ▶ ⇒建設部都市計画課 建築住宅係 (本庁舎4階) Tel 023-654-1111 (内線428.427) Fax 023-653-0714	山形県	県証紙 ※市役所1階売店で購入できます
(2) 木造の建築物で3以上、延べ面積が300㎡、または高さが16mを超えるもの		⇒村山総合支庁 建設部建築課 Tel 023-621-8235 Fax 023-621-8236	
(3) 木造以外の建築物で2以上、または延べ面積が200㎡を超えるもの			
都市計画区域内で、上記(1)～(3)に該当しない建築物	▶	天童市 同左	申請時に納付書を受け取り、本庁舎1階の市指定金融機関又は会計課窓口で納付

工作物（建築設備）

受付区分	申請先	審査機関	納入方法
(1) 煙突 高さが10mを超えるもの（ストーブの煙突を除く） (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱等 高さが15mを超えるもの（旗ざおを除く） (3) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等 高さが10mを超えるもの (4) 高架水槽、サイロ、物見塔等 高さが8mを超えるもの (5) 擁壁 高さが3mを超えるもの (6) ①昇降機等（観光用のエレベーター・エスカレーター） ②ウォーターシュート、コースター等の高架の遊戯施設 ③メリーゴーランド、観覧車等の回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの (7) 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等	天童市 ▶ ⇒建設部都市計画課 建築住宅係 (本庁舎4階) Tel 023-654-1111 (内線428.427) Fax 023-653-0714	山形県	県証紙 ※市役所1階売店で購入できます
(8) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔等 高さが4mを超え、10m以下のもの (9) 煙突 高さが6mを超え、10m以下のもの (10) 擁壁 高さが2mを超え、3m以下のもの		▶	

※ 屋外広告物の工作物確認申請を提出される方へ

申請物件が、山形県屋外広告物条例に定める設置基準に合致しているか審査を受ける必要があります。
下記の審査機関で審査を受けた後に天童市に確認申請してください。

屋外広告物に関するお問合せ・審査：村山総合支庁 建設部建設総務課 行政係 Tel 023-621-8288（代表）